

議案第30号

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

墨田区福祉作業所条例（平成15年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条第1号及び第7条第1号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

第10条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

付 則

この条例中第1条第1項及び第10条第3号の改正規定は平成25年4月1日から、第4条第1号及び第7条第1号の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の一部改正により同法の題名が改められること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。